

警察署における適正な業務運営の確保及び警察署長の指揮監督機能の強化を図るための警察署長の業務の見直しについて

平成25年3月7日
大通達甲（警務）第2号
警務部長から本部各課・
所・隊・室長、警察学校
長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、警察署における適正な業務運営の確保及び警察署長の実質的な指揮監督機能の強化を図るため、警察署長の在り方及び警察署長の業務の見直しに関し必要な事項を定めたものである。